平成２６年（フ）第３４１号
愛知県安城市堀内町屋敷９番地15　電装
破産者　小出　章人
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
愛知県豊田市浄水町原山187番地１　ヘヴンＳ　403号
破産者　大曽根浩之
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
愛知県みよし市三好丘旭５丁目２番地１県営三好丘旭住宅213号、前住所愛知県豊田市西中山町中ノ坪42番地２
破産者　竹島　　**隆**
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
滋賀県彦根市高宮町993番地３
破産者　山瀬　保寛
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３５号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦5096番地31（14号）、開始決定時の住所滋賀県東近江市林町757番地
破産者　笠川　孝明
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１１号
和歌山県西牟婁郡白浜町1671番地の１　白浜パークマンションＡ507号
破産者　西村　康彦（旧姓下城）
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１２号
和歌山県日高郡みなべ町芝206番地
破産者　甲斐まさ代
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第７２号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田23番地12
破産者　長谷川　靖
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２６号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目166番地　ウエストフラット106号、旧住所鳥取県鳥取市賀露町南２丁目２番３－33号
破産者　森本　成悟（旧姓青木）
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４９号
広島県安芸郡坂町小屋浦１丁目７番３－206号
破産者　大谷　哲也
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２号
滋賀県大津市鳥居川町４番23号シャルム唐橋12号、前住所広島県安芸高田市向原町坂150番地49
破産者　ｈａｉｒ＆ｅｓｔｈｅ　ＳＡＴＡＫＥこと　佐竹　節夫
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１３６号
愛媛県松山市千舟町１丁目４番地５　眞和ビル603号
破産者　髙井　久志
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
愛媛県四国中央市中曽根町2216番地
破産者　伴野　博史
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１１０号
鹿児島県霧島市溝辺町麓1443番地３
破産者　水川　晶太
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第４１４号
滋賀県高島市新旭町旭1049番地２
破産者　有限会社きたがわ
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
最後の住所　山形市久保田３丁目３番20号
破産者　被相続人関原新の相続財産
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
新潟県三条市善久寺3011番地
破産者　株式会社栄建設
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１２号
新潟県三条市善久寺3011番地
破産者　株式会社アシスト
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部